

令和8年度京都府奨学のための給付金のお知らせ
(通常申請・新入生一部早期給付2回目)

高等学校専攻科に在住する生徒の生計維持者に対し、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給します。(返還は不要)

【1】奨学のための給付金を申請・受給できる方

令和8年7月1日現在、次の①～⑤を、全て満たす方

- ① 生計維持者(父母)の令和8年度の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が105,500円未満(多子世帯の場合は264,500円未満)である。
- ② 生計維持者(父母)が、京都府内に在住。
※父母のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が京都府内にある世帯で、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。(海外在住は対象外)
- ③ 生徒が、専攻科修学支援金の支給を受ける資格を有する。
- ④ 生徒が、以下の資金の給付を受けていない。(母子生活支援施設の生徒を除く。)
※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」のうち、特別育成費
- ⑤ 生徒が、高等学校専攻科に在学してから通算2回以上、本給付金の給付を受けていない。
※高等学校専攻科の定める修業年限が1年の場合は、通算1回まで受給可能。

【2】給付金額

		今回案内分		
区分	道府県民税所得割+市町村民税所得割 の値	①一部早期給付額 (申請1回目) (年額の1/4)	②一部早期給付の 残額 (年額の3/4)	③給付額(年額)
A	0円(非課税) ※1円～99円の場合はご相談ください。	13,025円	39,075円	52,100円
B	100円以上105,500円未満			17,370円 (10,420円)
C	105,500円以上264,500円未満(多子世帯のみ)			13,030円 (10,420円)

※ 区分B・Cで、生徒が以下の①～⑦に該当しない場合は()内の給付額になります。
①日本国籍 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者で、将来日本に永住の意思がある者
⑦家族滞在で、日本の小・中学校を卒業し、将来日本で就労し定着する意思がある者

多子世帯とは、生徒を扶養する生計維持者が、3人以上の子を扶養する世帯をいいます。
※新入生一部早期給付を受給した方は、②の金額が支給されます。
新入生一部早期給付を受給していない方は、③の金額が支給されます。

【3】申請書提出先・提出期限

- ・京都府内の学校：各学校に提出してください。(提出期限は学校へお問い合わせください。)
- ・京都府外の学校：裏面の宛先に直接郵送してください。(提出期限：令和8年10月30日)

【4】申請書の記入について

○記入上の注意

- ・ 基準日（令和8年7月1日）現在の状況により記入してください。
- ・ 修正テープ、修正液は使用しないでください。訂正する場合は、二重線で削除して、空欄に訂正後の内容を記載してください。
- ・ 消せるボールペンで記入の場合、再提出をお願いすることがあります。
- ・ 申請書の書き方については、記入例を確認してください。

【5】申請に必要な書類

- ・ 申請書（別記第1号様式）
- ・ 給付金振込先口座の通帳の写し等
※申請者以外の口座を振込先に指定する場合は「受領委任状」も提出してください。
- ・ 個人対象要件証明書（在学している学校から証明を受けてください。）
※府外校の生徒のみ
- ・ 令和8年度における父母の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書の原本、市民税・府民税特別徴収税額決定通知書のコピー 等）
- ・ 扶養親族申告書（【2】のCに該当する世帯のみ）
- ・ 扶養誓約書（申請者が生計維持者の場合のみ）

【6】留意事項

- 申請事項（住所、口座名義等）に変更が生じた場合は、お問い合わせください。
- 補正書類を文教課に再提出する場合には、必ず封筒に「奨学のための給付金（補正）」と朱書きし、封筒に送り主の住所・氏名も記載の上、以下の住所に郵送してください。

■宛先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府文化生活部文教課奨学のための給付金担当

【7】その他

着用を義務付けられている制服が、災害等（罹災証明書等の公的書類で罹災の事実が確認できる自然災害等）により喪失又は毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合には、当該災害等につき1回に限り、加算給付金を受け取ることができます。

詳しい手続の方法については、学校又は京都府文化生活部文教課にお問い合わせください。

今回お申込みの「京都府奨学のための給付金」のお問い合わせ先（私立学校担当）

電話：075-414-4516

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までを除く）

※土曜・日曜・祝日を除く